

令和 7 年度
旭川市消防職員採用候補者資格試験 (短大卒・高校卒)
試験案内

消 防
短大卒・高校卒程度

採用予定日：令和 8 年 4 月 1 日
受付期間：7 月 1 6 日（水）～8 月 5 日（火）
◎申込方法：受験申込フォーム（インターネット）からの申込み
※ 通信環境等の事情により、インターネットからの申込みが困難な方は、紙による申込方法を御案内しますので、令和 7 年 7 月 2 9 日（火）までに御連絡いただきますようお願いいたします（事前連絡がない方の紙による申込みは、原則受付いたしません。）。
第 1 次試験：令和 7 年 9 月 2 0 日（土）
試験会場：旭川市役所総合庁舎 （第 1 次試験）旭川市 7 条通 9 丁目
◎試験会場には駐車できませんので、自家用車では来場しないでください。
申込先・受験手続などの照会は 旭川市消防本部総務課職員担当 〒078-8367 旭川市東光 2 7 条 8 丁目 電話番号：0166-74-3149 （採用試験専用）E-mail：syoubou_saiyo@city.asahikawa.lg.jp

令和 7 年（2 0 2 5 年）7 月
旭川市消防本部

1 試験職種及び採用予定人数

試験職種	消 防
採用予定人数	2 名程度

2 受験資格

区 分	資 格 要 件
短大卒採用試験	① 大学卒採用試験の資格要件に該当しない方で、学校教育法による短期大学等（高等専門学校を含む。）を卒業又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ② 大学卒採用試験の資格要件に該当しない方で、大学等に 2 年以上在学して 6 2 単位以上修得した(令和 8 年 3 月までに修得見込みを含む。)平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた方
高校卒採用試験	大学卒採用試験又は短大卒採用試験の資格要件に該当しない方で、学校教育法による高等学校等を卒業若しくは令和 8 年 3 月までに卒業見込み又はこれと同等以上の学歴を有する平成 1 0 年 4 月 2 日以降に生まれた方
身 体 条 件	① 視力（矯正視力を含む。）が両眼で 0. 7 以上、かつ、一眼でそれぞれ 0. 3 以上で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ② 聴力が左右とも正常であること。 ③ 消防吏員として職務遂行に必要な体格、体力を有し健康であること。

- ※ 専門学校等の専修学校は、受験区分の最終学歴には該当しません。
- ※ 外国の大学を卒業した方は、書類の提出が必要な場合がありますので、受験申込みをされる際には、旭川市消防本部総務課職員担当（0166-74-3149）にお問い合わせください。
- ※ 次の各号の一に該当する方は受験できません。
- 日本国籍を有しない方
 - 地方公務員法第 1 6 条（欠格条項）に該当する方
〈地方公務員法第 1 6 条の主な内容〉
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法及び内容

区 分	科 目	内 容
第 1 次試験	書類審査	受験申込フォームで提出した受験申込書及びエントリーシートの審査 ※ 受験申込み時点から書類審査が始まっています。
	適性検査 （S P I 3 能力）	「思考力／判断力」「新しい知識の吸収力」「コミュニケーション能力」「応用力」などの基礎となる能力に関する択一式検査
	適性検査 （S P I 3 性格）	「行動的側面」「意欲的側面」「情緒的側面」「社会关系的側面」などの基礎となる性格に関する択一式検査
第 2 次試験 （第 1 次試験 合格者のみ）	体力検査	業務遂行に必要な体力の検査
	個人面接試験	人物などについての個人面接試験
	健康診断	提出された健康診断書による職務遂行に必要な健康度の検査
第 3 次試験 （第 2 次試験 合格者のみ）	個人面接試験	人物などについての個人面接試験

4 試験日程、試験会場及び合格発表

区 分	日 程	試 験 会 場	合格者の発表
第 1 次試験	令和 7 年 9 月 2 0 日（土） ※試験時間等は後日送付する受験票に記載します。	旭川市役所総合庁舎 （旭川市 7 条通 9 丁目）	第 1 次試験：1 0 月上旬 試験の結果は、第 1 次試験及び 第 2 次試験は合格者のみに、第 3 次試験は全員に通知し、市役 所掲示場及び市ホームページ に掲示します。 なお、電話による問合せにはお 答えできません。
第 2 次試験	令和 7 年 1 0 月中旬を予定 しています。	第 1 次試験の合格者に 通知します。	
第 3 次試験	令和 7 年 1 1 月上旬を予定 しています。	第 2 次試験の合格者に 通知します。	

※ 第 3 次試験の合格者には、採用候補者名簿に登載される「最終合格者」と、本区分の最終合格者に辞退があった場合又は欠員が生じるなど新たに採用の要因が発生した場合に最終合格者に繰り上がる「補欠合格者」の 2 種類があります。

- ※ この試験に不合格になった方で、希望者には得点及び順位をお知らせします。
- 対象者：第 1 次、第 2 次及び第 3 次試験の不合格者（本人に限ります。）
 - 内 容：不合格になった試験の得点及び順位
 - 期 間：第 1 次、第 2 次及び第 3 次試験それぞれの合格発表の日から 1 か月間（休日を除きます。）
 - 方 法：受験申込フォームで登録したメールアドレスから問合せ先アドレス（syoubou_saiyo@city.asahikawa.lg.jp）に、題名を「採用試験（第●次試験）結果通知希望」とし、本文に受験番号及び氏名を記載して送信してください（結果の通知に時間を要する場合があります。）。

5 受付期間・申込方法等

受 付 期 間	令和 7 年 7 月 1 6 日（水）から 8 月 5 日（火）まで		
申 込 方 法	インターネットから受験申込フォームにアクセスし、申込みをしてください。 申込方法は、別紙「 <u>受験申込方法について</u> 」を御確認ください。 【受験申込フォーム URL】 https://logoform.jp/form/iLZf/1022431 ※ 通信環境等の事情により、インターネットからの申込みが困難な方は、紙による申込方法を御案内しますので、令和 7 年 7 月 2 9 日（火）までに問合せ先まで御連絡ください（事前連絡がない方の紙による申込は、原則受付いたしません。）。	受験申込フォーム 二次元コード	
			
提出書類等	申込みをする前に、次の①②③を準備してください。 ①受験申込書（1 ページ） ②エントリーシート（2 ページ） ※ 様式を旭川市職員採用情報（消防）ページよりダウンロードし、事前に作成してください（ <u>記入要領を参照ください。</u> ）。 ③顔写真データ（上半身・無帽・正面向・6 か月以内撮影・縦 4 c m×横 3 c m（縦 8 0 0 ピクセル×横 6 0 0 ピクセル）） ※ 受験申込書の所定の位置に貼り付けてください（顔写真データは、受験申込フォームでも使用します。）。 ※ 提出書類等により取得した個人情報は、当該試験に係る業務を円滑に実施するために利用し、それ以外の目的に使用することとはいたしません。	旭川市職員採用 情報（消防）ページ	
		 様式はこちらから ダウンロードできます。	
問 合 せ 先	旭川市消防本部総務課職員担当 〒078-8367 旭川市東光 2 7 条 8 丁目 旭川市総合防災センター 3 階 電話：0166-74-3149 E-mail：syoubou_saiyo@city.asahikawa.lg.jp（採用試験専用）		
そ の 他	※ 受付期間終了後は、いかなる理由があっても受付できません。 ※ 受付期間終了間際は、受験申込フォームへのアクセスが集中し繋がりにくくなる場合がありますので、早めの申込みをお願いします。 ※ 第 1 次試験合格者には、卒業（見込み）証明書、成績証明書及び健康診断書を提出していただきます。 ※ 受付完了後、後日メールで受験票データを送信しますが、令和 7 年 9 月 5 日（金）までに当該メールが届かない場合は、問合せ先まで御連絡ください。		

6 第 3 次試験の合格者について

- ① この試験の最終合格者は、旭川市消防職員採用候補者名簿（有効期間 1 年間）に登載されます。ただし、採用候補者名簿に登載された方で、令和 8 年 3 月 3 1 日までに試験区分ごとの学歴を卒業できない方（区分が短大卒採用試験の場合は大学等に 2 年以上在学して 6 2 単位以上修得できない方、区分が高校卒採用試験の場合はこれと同等以上の学歴を修得できない方を含む。）は、この名簿から削除されます。
- ② 受験資格がないこと、受験申込書等に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、この名簿から削除されます。
- ③ 採用時期は、令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。
ただし、すでに学校等を卒業している方は、令和 7 年度中に採用される場合があります。
- ④ 第 3 次試験の補欠合格者の有効期限は、合格発表の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までです。この期間内に最終合格者に繰り上がらなかった場合は、その資格を自動的に失うことになります。

7 職務内容

住民の生命、身体、財産を火災等の災害から守るために、主に次の業務を行います。 ただし、女性については、現行の法律などにより、毒劇物等に係る特殊な災害活動業務への従事制限があります。
① 災害等の防除・鎮圧業務、救助業務、救急業務
② 火災の原因調査・損害調査事務
③ 建築物の建築確認同意事務及び使用開始検査事務、消防用設備の審査・検査事務
④ 建築物への立入検査・行政指導事務
⑤ 危険物施設等の許可・認可等事務
⑥ 住民の防火・防災意識の普及・高揚のための指導事務
⑦ 地域の防災に関する事務

8 給与等

区 分	初 任 給	諸 手 当
短大卒	2 1 6, 8 0 0 円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等があります。
高校卒	2 0 1, 0 0 0 円	

- ※ 初任給は、採用前の経歴により加算されることがあります。
※ この初任給は、令和 7 年 4 月 1 日現在の給料月額であり、採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

9 その他

- ① 採用後は、北海道消防学校（江別市）に 5 か月間入校し、教育訓練を受けます。
- ② 旭川市消防本部は、上川町及び鷹栖町も管轄していますので、旭川市内の本部や各消防署のほかに上川消防署（上川町）や鷹栖消防署（鷹栖町）で勤務する場合があります。

【参 考】

過去の旭川市消防職員採用候補者資格試験（短大卒・高校卒）実施結果

実施年度 \ 区 分	短大卒		高校卒	
	受験者数	最終合格者数	受験者数	最終合格者数
令和 6 年度	1 人	0 人	3 8 人	6 人
令和 5 年度	3 人	1 人	2 7 人	8 人